5 農 政 第 1430 号 令 和 6 年 3 月 6 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津若松市長 室井 照平

|            |         | 2/1      |
|------------|---------|----------|
| 市町村名       |         | 会津若松市    |
| (市町村コード)   |         | (07202)  |
| 地域名        |         | 湊地区      |
| (地域内農業集落名) |         | (赤井集落)   |
| 投議の結里を取り:  | まとめた年月日 | 令和6年3月4日 |
|            |         | (第1回)    |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

## ■人

- ○2つの農業法人合わせて集落内農地の約46%を集積しているが、法人構成員の高齢化が進んでおり、後継者確保にも苦慮している現状である。
- ○個人の担い手が耕作する農地については、約85%の農地が60歳代以上の方が耕作する農地となっており、高齢化が進んでいる。
- ○また、個人の担い手の一部に後継者候補はいるが、その方が就農するかは不明である。

## ■農地

- ○畑地の維持管理が懸念されている。
- ○担い手の耕作地が分散している。
- ○規模縮小・リタイアの意向が示されている農地面積が引き受け意向のある面積を大きく上回っている。
- (2) 地域における農業の将来の在り方
  - ○離農等で貸借が必要になった場合は、改善組合へ意思表示を行い、集積・集約化を考えながら引き受け可能な担い手へ利用調整を進めていく。
  - ○集落内農地の一部貸借が農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定を活用した貸借であるため、契約期間満了後、農地中間管理機構を活用した貸借へ切り替える。
  - 〇担い手の耕作地が分散している状況であるため、作業効率向上の観点から、農地中間管理機構及び目標地 図を活用した集約化の検討を進めていく。
  - ○水稲の作付けが難しい田については、畑地化支援事業の活用について検討していく。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

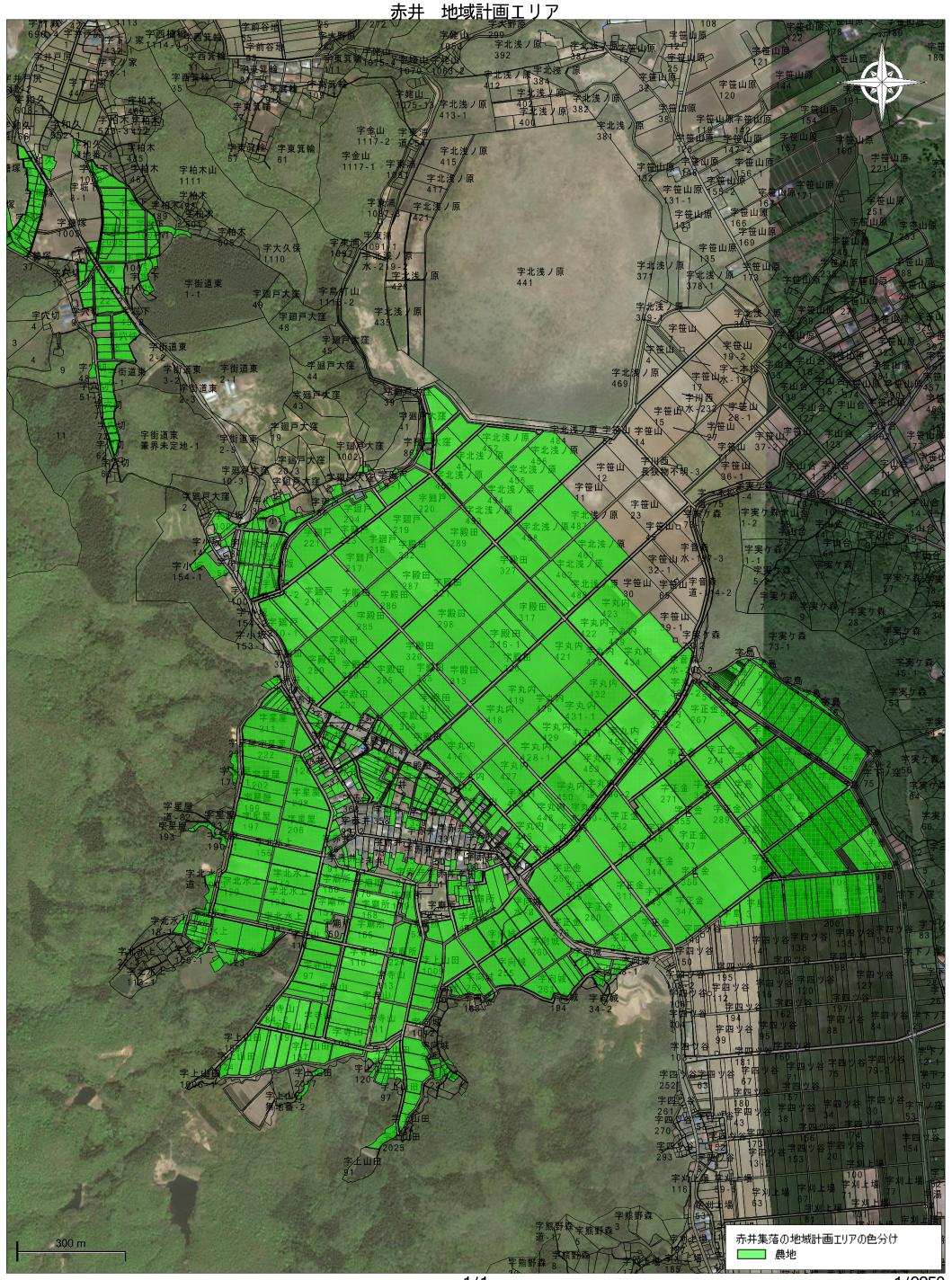
| 区域内の農用地等面積 |                                  | 176.67 ha |
|------------|----------------------------------|-----------|
|            | うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 176.67 ha |
|            | (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | 0 ha      |

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

○現状は全農地を農業上の利用を行うものとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

| 3 | 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項   |  |  |  |  |
|---|---|--|--|--|--|
|   | (1)農用地の集積、集約化の方針  |  |  |  |  |
|   | ○規模縮小・リタイアの意向が示された農地については、可能な限り引き受け意向のある農業者へ集積を進め   |  |  |  |  |
|   | る。<br> ○農地中間管理機構及び目標地図を活用し、農地の集約化について検討を進める。  |  |  |  |  |
|   |   |  |  |  |  |
|   | (2)農地中間管理機構の活用方針  |  |  |  |  |
|   | 〇既に農地中間管理機構を活用し貸借している農地については、受け手が引き受け可能な期間契約を継続する。  |  |  |  |  |
|   | ○農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定を活用した貸借については、契約期間満了後、農地中間管理機構を活用した貸借へ切り替える。                        |  |  |  |  |
|   | (3)基盤整備事業への取組方針   |  |  |  |  |
|   | (3) 季盛空偏争業への取組力量<br>  ○集落内農地の大部分は既に基盤整備を行っているが、字穴切の農地が未整備の現状のため、今後の担い手                      |  |  |  |  |
|   | ○集済内展地の人間がは既に基盤登備を行うといるが、子八切の展地が未登備の現状のため、ラ後の担い子<br>  への集積・集約化に向けて、新たなほ場整備事業について検討を行う。      |  |  |  |  |
|   | (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針  |  |  |  |  |
|   | ○集落内法人に高齢化・後継者不足の懸念があるため、後継者の確保について検討していく。それが難しい場   |  |  |  |  |
|   | 合は、湊地区内の他集落の農業法人及び改善組合との連携について検討していく。<br>  〇集落内の後継者候補について、認定農業者や集落内法人を中心に、新たに引き受け可能な担い手への育成 |  |  |  |  |
|   | ○宋治門の後継首候補について、認定展末首で宋治門仏人を中心に、制たに引き支げ可能な担い子への育成   を目指す。                                    |  |  |  |  |
|   | <br>  (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針   |  |  |  |  |
|   | ○集落内の多様な担い手により集落農業の維持を図っているため不要である。   |  |  |  |  |
|   |   |  |  |  |  |
|   | 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)   |  |  |  |  |
|   | ☑   ①鳥獣被害防止対策   □   ②有機・減農薬・減肥料   □   ③スマート農業   □   ④輸出   □   ⑤果樹等                          |  |  |  |  |
|   | □ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携 □ ⑩その他   |  |  |  |  |
|   | 【選択した上記の取組方針】   |  |  |  |  |
|   | ①鳥獣被害防止対策   |  |  |  |  |
|   | ○鳥獣による農作物の被害が増加していることから、電気柵の設置を行っているが、今後も実情に合わせて侵   |  |  |  |  |
|   | 入防止柵の設置等の構築に向けて検討を進める。<br>  ○被害を受けた場所や農作物等を記載した鳥獣害被害マップの作成を行い、情報共有を行う。                      |  |  |  |  |
|   | ○   |  |  |  |  |
|   | <u>⑦保全·管理等</u>  |  |  |  |  |
|   | ○農地の維持・保全を図るため、多面的機能支払制度に集落として可能な限り継続して取り組む。  |  |  |  |  |
|   | □ (○集落内農地の全面積を担い手だけで維持管理していくことは困難であることから、集落内全員が活動に参加する組織を継続していく。                            |  |  |  |  |
|   | 13H 2 CHEHANC CHEHANC CA 10   |  |  |  |  |
|   |   |  |  |  |  |
|   |   |  |  |  |  |
|   |   |  |  |  |  |



1/1 1/9250